

## 排水の自主測定 ガイドライン策定へ

環境省



The Knights

環境省は、2009 年度中に水質汚濁防止法に基づき事業者が実施している排水の自主測定について測定対象となる物質・項目、頻度に関する考え方などをまとめたガイドラインを策定するとしています。

自主測定は、排水の汚染実態を把握するために事業者が自ら行うものであり、水質汚濁防止法で義務付けられているものの対象物質等や頻度についての規定はありません。そのため自治体が条例等で独自に規定していますが、その数は全体の約半数にとどまり、事業者任せのケースも多い状態となっています。

そこで同省は、排水の汚染実態を適切に把握し管理を効果的に行うためには、一定の基準が必要と判断しガイドラインを策定することにしました。この検討結果を基にして策定したガイドラインを、地方自治体に通知する事で、条例等での規定の策定、または見直しを促すことも目的とされています。

当社では排水分析に長年の実績があります。排水分析に関して何かご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009 年 4 月 15 日付 環境新聞

水質分析箇所 江上泰邦